

# 平田仁子と読み解く、 パリ協定後の気候変動対策



第16回

これから10年の行動が地球の未来を左右する  
～IPCC特別報告が私たちに問いかけるもの～

認定NPO法人 気候ネットワーク 理事 平田 仁子

先月公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の1.5°C特別報告書は、これまで発表されたIPCCのどの報告書よりも緊迫した内容で、実に恐ろしい現実を私たちに突きつけています。なぜなら、地球の気温は早ければ2030年にも1.5°C増に到達してしまうというのですから。「1.5～2°C未満に気温上昇を抑制する」というパリ協定の目標の「1.5°C」は、直ちに行動を引き上げなければもう手遅れ…、そのギリギリのところ今の私たちは生きているというのです。

## 2°Cでなく1.5°Cをめざすべき 重大な理由

パリ協定では、国の存続が危ぶまれ危機感を募らせる島国らの強い主張で、2°C未満だけでなく、1.5°Cをめざすことが目標に加えられました。今回の報告書は、この時にIPCCに作業を求めたことに応えたものです。そしてこの報告書が厳然と知らしめたのは、2°Cではなく1.5°Cに気温上昇を抑制することによって、異常気象に伴う災害や海面上昇をより小さく抑え、回避できる生態系への影響や、健康、経済、暮らしなどへの気候リスクをより小さく抑えられるということです。とはいえ、1.5°Cに抑えたとしても、サンゴのほとんどが死滅し、アフリカやアジアなどの脆弱な国々では貧困が悪化し、現在と比べられないほど深刻な状況になるのですが、2°Cまでいくと、数百～数千年にわたって数メートルの海面上昇の引き

金となる、グリーンランドの氷の融解などを引き起こす可能性が大きく高まります。被害にかかる経済影響もその分甚大です。国や人々の間の不均衡を拡大させてしまい、世界の多くの人々を苦しめることになる厳しい現実と予測は、2°Cではなく、1.5°Cに気温上昇を止めるべき、という思いに至る十分な理由を与えています。

## 未来を決定づける現世代の重い責任

この報告が私たちに伝える大事なメッセージは、過去30年、地球温暖化を知りながら十分に行動してこなかった分、この先短期間で行動しなければ将来の1.5°C以上の気温上昇を止められない、つまり私たちが未来を決定付けてしまう重い責任があるということです。報告書が、1.5°Cに抑制する手段には複数のオプションがあると示してくれたことには希望をつなぐことはできるのですが、とにかく、時間がありません。

報告書は、2030年までに各国が掲げる目標や行動を実施するだけでは1.5°Cに気温上昇を止めることはできない、と言い切っているのですから、1.5°Cをめざす限り、これから10年のうちに、直ちに行動を引き上げなければなりません。それも、大胆に。報告書は、世界全体の温室効果ガス排出削減は、2030年までに約45%まで減らす必要があると示しています（日本は26%削減目標です。）。十分に行動してこなかった過去30年を振り返れば、もっと早くからやりようが

あったかもしれないのですが…、後悔先に立たずです。

さらに報告書によれば、1.5°Cの達成には、エネルギー需要を大幅に減らし、産業部門からの排出は2050年に75～90%減らし、石炭火力はほぼゼロにするし

かなく、再生可能エネルギー電力は70～85%まで増やさなければなりません。当面、排出削減を多少先延ばしするようなら、二酸化炭素固定貯留付きのバイオエネルギー(BECCS)や大規模な土地利用転換を伴わなければならないと、そうすると、食料供給や生物多様性、エコシステムへの影響などの問題を引き起こす恐れもあります。

いずれにせよ、私たちにはもはや手を緩めるという選択はなく、より早く大胆に行動することのみが要請されます。そして2030年には、私たちの行動が1.5°Cに達するのを食い止められたかが、判定されるのです。先延ばしもやり直しも出来ない挑戦の10年に突入するのです。

## 世界は、 更なる行動加速へと動き出す

この報告書を受け、各国が1.5°Cを目標に定めるのか、また、どのように行動を引き上げるのかは、まだ分かりません。しかし、これが、各国政府のみならず、世界の様々なアクターの行動を加速させる大きな材料となることは間違いありません。この10月にオランダの市民が政府を相手取って提起した訴訟では、ハーグ控訴裁判所が、オランダ政府は気候変動から国民を守るために十分に行動しないことは人権侵害だと、国民の生活を守るために2020年に少なくとも25%以上削減するようオランダ政府に命じました。この訴訟では、IPCC第5次評価報告



⑤気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第48回総会のポスター  
⑥石炭火力発電所の建設差し止めを訴えるポスター

書が原告側の重要な証拠として用いられてきました。パリ協定を批准した国のほとんどは、1.5～2°C未満に見合う十分な行動を取っていませんから、IPCC1.5°C特別報告書は、裁判所が国の違法性を判断する更なる根拠となるかもしれません。また日本でも9月、神戸製鋼の石炭火力発電所の建設計画に対し、2～86歳の31世帯の家族が「子どもたちにつなぐ未来を今つくるために」と、建設差し止め訴訟を提訴しました。この訴えも、地域の大気汚染とともに、気候変動対策に逆行する石炭火力の建設に異議を唱える市民の挑戦です。

これからの脱炭素社会への大胆な転換の過程では、訴訟を通じた戦いのみならず、さまざまな困難や衝突もあることでしょう。しかし、IPCC報告書では、「倫理」や「公平性」について考慮することの大切さにも触れています。報告書は、弱い立場にある人たちや守るべき命のために、今こそ倫理感をもって、ともに立ち向かうときだと語っているように思えます。論争があってもその果てには、守るべき未来をつないでいくために、皆が手を取り合いたいものです。🌱

\* IPCC1.5度特別報告書  
政策決定者向けサマリー(英語) [http://report.ipcc.ch/sr15/pdf/sr15\\_spm\\_final.pdf](http://report.ipcc.ch/sr15/pdf/sr15_spm_final.pdf)  
環境省概要資料 <https://www.env.go.jp/press/106052.html>  
\* オランダの気候訴訟を率いる団体Urgendaのページ <http://www.urgenda.nl/en/themes/climate-case/>  
\* 「神戸の石炭火力を考える会」の訴訟ページ。サポーターも全国から募集している。  
<https://kobesekitan.jimdo.com/kobe-coal-lawsuit>